⑨　募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第２条第２項第６号に係るみなし有価証券の状況

［略］			
出資額	総出資額	総出資額（１年前）	１口当たりの出資額
	［略］		
	うち暗号等資産での出資	うち暗号等資産での出資（１年前）	
［略］			

（注意事項）

［略］

⑩　［略］

⑪　募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第２条第２項第６号に係るみなし有価証券の状況

［略］			
出資額	総出資額	総出資額（１年前）	１口当たりの出資額
	［略］		
	うち暗号等資産での出資	うち暗号等資産での出資（１年前）	
［略］			

（注意事項）

［略］

［⑼・⑽　略］

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第二十四条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（外国通貨又は暗号資産若しくは電子決済手段の換算） **第三条**　法、令第五章若しくは第五章の二又はこの府令の規定により内閣総理大臣等に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。）若しくは電子決済手段（同条第五項に規定する電子決	（外国通貨又は暗号資産の換算） **第三条**　法、令第五章若しくは第五章の二又はこの府令の規定により内閣総理大臣等に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。）をもって金額又は数量を表示するものがあるときは、当